

## 渋川市競争入札心得

入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなければならない。

### 1 目的

一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、渋川市契約規則（平成18年渋川市規則第49号。以下「契約規則」という。）等別に定めるところによるもののほか、この心得の定めるところによる。

### 2 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計図書、仕様書等に基づいて積算を行い、原則として契約規則様式第4号により入札書を作成すること。
- (2) 入札書の作成に際し、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、発注者に対して説明を求めることができる。ただし、非公表なものとして管理されているものは除く。
- (3) 入札書の作成に際し、入札者は事業所（支店又は営業所等に入札や契約の権限等を委任して事業活動を行っている者は、当該支店又は営業所等）の名称及び所在地を記入の上、代表者（入札参加資格を有している者）の印を押し、入札金額を記載すること。
- (4) 誤字、脱字、押印漏れ等に十分留意して入札書を作成すること。

### 3 入札書の提出

- (1) 入札書は、入札ごとに封筒に入れ、案件名及び案件場所並びに会社名等を記載し、公告又は指名通知書（以下「指名通知書等」という。）に示した日時に提出しなければならない。ただし、ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札書は入力画面上において作成し、指名通知書等に示した日時までに、同システムにより提出するものとする。
- (2) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引替え又は撤回することはできない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。
- (5) 入札参加者は、自治令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

### 4 入札金額積算内訳書の提出

- (1) 指名通知書等で入札金額積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出が求められる入札については、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を第1回目の入札時に提出するものとする。
- (2) ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、同システムにより内訳書を提出するものとする。

## 5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その見積もった入札金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

なお、入札保証金の納付は、契約規則第5条第2項各号に規定する担保の提供をもってこれに代えることができる。

## 6 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、入札の前に、入札辞退届を提出すること。
- (2) 再度入札を辞退する場合は、入札の前に、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する、若しくは入札を辞退する旨を入札執行者に口頭により申し出ること。
- (3) ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札を辞退するときは、入札辞退届を入力画面上において作成の上、同システムにより提出するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 8 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (2) 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。
- (3) 入札者が無い場合は、入札を中止する。

## 9 無効の入札

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない、又は記名押印を欠く委任状を提出した代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字、字句を容易に消去できる記載方法等により、意思表示が不明瞭であった、又は入札に必要な事項の記載もれがあった入札
- (6) 入札に際し不正行為のあった者のした入札
- (7) 同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札
- (8) 内訳書の提出が必要な入札において、内訳書を提出しない者又は内容に不備（入札者名又は件名の明らかな誤記、入札金額と内訳書総額の著しい相違、必要事項の記載もれ等）のある内訳書を提出した者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 失格

- (1) 入札の開始宣言時に入札会場に出席していない者は、失格とする（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、指名通知書等に示した日時までに入札を行わない者は失格とする）。
- (2) 最低制限価格を設ける入札において最低制限価格未満の入札をした者は、失格とする。
- (3) 入札執行者の指示に従わない者は、失格とすることがある。
- (4) 失格となった者は、12に規定する再度入札に参加できない。

## 11 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、自治令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する。（ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、同システムにより通知する。）

## 1.2 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うことがある。(ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、入札執行者が指定する日時において行うことがある。)

## 1.3 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者又は落札候補者の決定

(1) 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者、落札候補者又は順序を定める(ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、電子くじにより落札者、落札候補者又は順序を定める)。

(2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

## 1.4 入札不調

次の場合は入札を不調とする。

(1) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。

(2) 落札者がいないとき。

## 1.5 契約保証金

落札者は、次の事項に応じた契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、契約規則第28条第2項に規定する有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、契約規則第29条第1項に規定する履行保証保険契約を締結した場合又は公共工事履行保証証券の保証に付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 渋川市が求める保証の内容は、次のとおりとする。

ア 保証期間が工期及び履行期間を含むものであること。

イ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。

## 1.6 契約の締結

(1) 契約の相手方は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

(2) 契約の相手方が前号の手続きを怠ったときは、その者を契約の相手方とする決定は効力を失う。

## 1.7 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、設計書、図面、仕様書等についての不明

を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 1.8 電子入札による手続

ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、前各項に定めるほか、ぐんま電子入札共同システム利用規約、利用約款及び渋川市電子入札運用基準の定めるところによるものとする。

制定年月日 平成20年4月1日

改正年月日 平成23年4月1日

改正年月日 平成26年4月1日

改正年月日 平成27年4月1日

改正年月日 令和2年4月1日

改正年月日 令和4年4月1日